

# ○マリンメッセ福岡第1駐車場利用規程

## (趣旨)

**第1条** この規程は、一般財団法人福岡コンベンションセンターがマリンメッセ福岡 A 館に附置する第1駐車場（以下「駐車場」という。）の利用について必要な事項を定めるものとする。

## (名称及び位置)

**第2条** 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 マリンメッセ福岡第1駐車場
- (2) 位置 福岡市博多区石城町

## (管理者の名称及び所在地)

**第3条** 駐車場の管理者は、次のとおりとする。

- (1) 名称 一般財団法人福岡コンベンションセンター
- (2) 所在地 福岡市博多区石城町2番1号

## (駐車場の供用)

**第4条** 駐車場は、マリンメッセ福岡及び周辺施設を利用するため自動車で来訪した者（以下「利用者」という。）の利用に供するものとする。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- 2 駐車場の供用時間は、午前8時から午後10時までとする。ただし、管理者が必要であると認めるときは、供用時間を延長し、又は駐車場の全部若しくは一部の供用を休止することができる。

## (契約の成立)

**第5条** 駐車場の利用者は、この規程を承認のうえ駐車場を利用するものとする。

## (貸出形態)

**第6条** 駐車場の貸出形態は、車1台毎に貸し出す場合（以下「1台貸し」という。）と利用者のために駐車場を確保する者（以下「主催者」という。）に駐車場を一括して貸し出す場合（以下「一括貸し」という。）の2とおりにする。

## (駐車料金)

**第7条** 1台貸しをする場合は、駐車場の利用者から駐車料金を徴収する。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

- 2 駐車料金の額は、別表1のとおりとする。
- 3 駐車料金は、原則として現金で徴収する。
- 4 駐車料金は、駐車場から出庫するときに徴収する。ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りではない。

## (貸出料金)

**第8条** 一括貸しをする場合は、主催者から駐車場の貸出料金を徴収する。この場合において、主催者は駐車場利用者から駐車料金を徴収してはならない。

- 2 貸出料金の額は、別表2のとおりとする。
- 3 貸出料金は、原則として前納とし、利用日の10日前までに納入するものとする。

(料金の減免)

第9条 管理者は、次の各号に該当する場合で、条例第7条第6項に基づき市長が特別な理由があると認めるときは、駐車料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 心身障がい者(身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳制度要綱(厚生省発見第156号)に規定する療育手帳の交付を受けている者をいう。)が運転し、又は同乗する場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、管理者が特別な理由があると認める場合

(料金の不還付)

第10条 既納料金は、原則として返還しない。

(駐車の制限又は拒否)

第11条 次の各号に定める場合は、管理者は、駐車場の利用を制限し、又は拒否するものとする。ただし、管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 利用者の自動車が、次に定める大きさを超えるとき。
  - ア 長さ 5.0メートル
  - イ 幅 1.9メートル
  - ウ 高さ 2.1メートル
  - エ 重量 2.5トン
- (2) 利用者が遵守事項を守らないとき。
- (3) 危険物を積載している自動車その他駐車場の管理上支障のある自動車が駐車するとき。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、長さが5.0メートルを超え7.0メートル以下、幅が1.9メートル以下の自動車の駐車場の利用については、立体駐車場以外の部分に限り認めるものとする。
- 3 第1項第1号に定める大きさ以下の自動車及び前項に規定する自動車以外の自動車の駐車場の利用については、第1項の規定にかかわらず、管理者が必要と認めるときは、立体駐車場以外の部分に限り認めるものとする。

(遵守事項)

第12条 駐車場を利用する者は、駐車場では道路交通関係法令の例によるほか、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 徐行で運転すること。
- (2) 他の自動車を追い越さないこと。
- (3) 駐車場所を離れる自動車を優先させること。
- (4) 標識及び係員の指示に従うこと。
- (5) 駐車中においては、エンジンを停止し、扉等に施錠すること。
- (6) 積載物等の盗難の予防を講じること。

(禁止行為)

第13条 駐車場では、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他の自動車の駐車を妨げること。
- (2) 駐車場の施設又は設備その他の物件を汚損し、又は破損すること。
- (3) 火気を使用すること。

(4) 前3号に定めるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれのある行為。

(引取りの請求)

**第14条** 利用者が予め管理者への届出を行うことなく第4条第2項に規定する時間を超えて車両を駐車している場合において、管理者はこれらの利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により、管理者が指定する日までに当該車両を引取ることを請求することができる。

2 前項の場合において、利用者が車両の引取りを拒み若しくは引取ることができないとき又は管理者の過失なくして利用者を確認することができないときは、管理者は、車両の所有者等（自動車検査証に記載された所有者及び使用者をいう。以下同じ。）に対して通知又は駐車場における掲示の方法により管理者が指定する日までに車両を引取ることを請求し、これを引き渡すことができる。この場合において、利用者は当該車両の引渡に伴う一切の権利を放棄したものとみなし、管理者に対して車両の引き渡しその他の異議又は請求の申し立てをしないものとする。

3 前2項の請求を書面により行う場合は、管理者が指定する日までに引取りがなされないときは引取りを拒絶したものとみなす旨を付記することができる。

4 管理者は、第1項の規定により指定した日を経過した後は、車両について生じた損害については、管理者の故意又は重大な過失によるものを除き、賠償の責を負わない。

(車両の調査)

**第15条** 管理者は、前条第1項の場合において、利用者又は所有者等を確認するために必要な限度において、車両（車内を含む。）を調査することができる。

(車両の移動)

**第16条** 管理者は、第14条第1項の場合において、管理上支障があるときは、その旨を利用者若しくは所有者等に通知し、又は駐車場において掲示して、車両を他の場所に移動することができる。

(車両の処分)

**第17条** 管理者は、利用者及び所有者等が車両を引取ることを拒み、若しくは引取ることができず、又は管理者の過失なくして利用者及び所有者等を確認することができない場合であって、利用者に対して通知又は駐車場における掲示の方法により期限を定めて車両の引取りの催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取りがなされないときは、催告をした日から3カ月を経過した後、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。この場合において、車両の時価が売却に要する費用（催告後の車両の保管に要する費用を含む。）に満たないことが明らかである場合は、利用者へ通知し、又は駐車場において掲示して予告した上で、引取りの期限後直ちに公正な第三者を立ち会わせて車両の売却、廃棄その他の処分をすることができる。

2 管理者は、前項の規定により処分した場合は、遅滞なくその旨を利用者に対し通知し、又は駐車場において掲示する。

3 管理者は、第1項の規定により車両を処分した場合は、駐車料金並びに車両の保管、移動及び処分のために要した費用から処分によって生じる収入があればこれを控除し、不足があるときは利用者に対してその支払いを請求し、残額があるときはこれを利用者

に返還するものとする。

(損害賠償)

第18条 駐車場の施設、設備又は他の自動車その他の物件をき損し、又は滅失させた者は、その損害を賠償しなければならない。

(管理者の免責)

第19条 駐車場において盗難によって生じた損害、自動車相互間の接触又は衝突によって生じた損害その他不可抗力によって生じた損害については、管理者は賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第20条 この規程に定めるもののほか、管理上必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この規程は、令和2年5月1日から施行する。

別表1

車両種別	単位	駐車料金（消費税相当額を含む。）
一般車両及び中型車両（催事が開催される日に駐車する車両を除く。）	午前8時から午後10時まで	20分までごとに、100円 ただし、その合計額が1,000円を超えるときは、1,000円
	午後10時から翌日の午前8時までごとに（上記の利用に連続して利用する場合に限る。）	1,000円
一般車両及び中型車両（催事が開催される日に駐車する車両に限る。）	午前8時から催事の終了時刻まで	20分までごとに、100円 ただし、その合計額が1,000円を超えるときは、1,000円
	催事の終了時刻から翌日の8時（催事の終了時刻が翌日の零時を超える場合にあっては同日の8時）までごとに）	1,000円
上記以外で管理者が認める車両	1日1回	2,000円

備考

- 1 一般車両とは長さ5.0メートル、幅1.9メートル、高さ2.1メートル及び重量2.5トン以下の車両を、中型車両とは長さ7.0メートル、幅1.9メートル以下の車両（一般車両を除く。）をいう。
- 2 第9条第1号に規定する心身障がい者が、午前8時から午後10時までの間において、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を提示して運転し、

又は同乗する場合は，1回につき2時間までの利用に係る料金について免除する。  
ただし，一般車両での利用に限る。

別表 2

単 位		駐車料金 (消費税相当額を含む。)
790 台分	1 日	347,600 円
30 台分		13,200 円
50 台分		22,000 円
57 台分		25,080 円

備考

- 1 57台分の一括貸しは，立体駐車場以外の部分に限る。
- 2 前項の平面部分を商品の展示，陳列又は販売その他営利を主たる目的で利用するときは，57台分の料金にその5割相当額を加えて得た額